

厚生労働省発基安 0924 第 5 号

令和 7 年 9 月 2 4 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による
国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（労働安
全衛生法関係）」について、貴会の意見を求める。

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（労働安全衛生法関係）

1 改正内容

指定納付受託者に歳入等の納付を委託して納付することができる歳入等に、労働安全衛生法に規定する免許に係る免許証の交付等に関する手数料を追加するものとする。

2 施行期日

この省令は、公布の日から施行する。